別紙１

**黒石市全天候型トレーニングセンター指定管理者「管理業務」仕様書**

**１　目　的**

　この仕様書は、黒石市全天候型トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めることを目的とする。

**２　トレーニングセンターの管理に関する基本的な考え方**

　指定管理者は、トレーニングセンターを管理するにあたり、次に掲げる事項に留意する。

（１）関係する法令、条例等の規定を遵守すること。

（２）トレーニングセンターは市民のスポーツ活動振興に寄与するための施設であり、設置目的達成のため適正な管理に努めること。

（３）トレーニングセンター利用者の意見、要望等を考慮し、適切に運営すること。

（４）利用者が平等に利用できること。

（５）効率的な管理、運営を行い、管理運営費の削減に努めること。

（６）環境の向上及び環境負荷の低減に努めること。

（７）管理、運営に係る個人情報の保護を徹底すること。

**３　トレーニングセンターの概要**

（１）名　　称　　黒石市全天候型トレーニングセンター

（２）所 在 地　　黒石市あけぼの町９７番地４号

（３）敷地面積　　5,681.79㎡

（４）建築面積　　1,196.58㎡

（５）延床面積　　1,091.34㎡

（６）構　　造　　鉄骨造平屋建

（７）施設内容　　アリーナ（377.20㎡）、男女トイレ（377.20㎡）、多目的トイレ（377.20㎡）、

ホール（377.20㎡）、玄関（377.20㎡）、用具庫（377.20㎡）、事務室（377.20㎡）

**４　開館時間及び休館日**

（１）開館時間　　午前９時から午後９時まで

（２）休館日　　毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときはその翌日）及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

**５　指定期間**

　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

**６　法令等の遵守**

　トレーニングセンターの管理に当たっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づき、トレーニングセンターを管理しなければならない。なお、指定期間内に条例等が改正された場合は、市はその旨指定管理者に通知する。

（１）地方自治法

（２）黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

（３）黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（４）黒石市全天候型トレーニングセンター条例

（５）黒石市全天候型トレーニングセンター条例施行規則

**７　管理の業務**

　指定管理者は、トレーニングセンターの施設管理者として、管理の業務に必要な職員等を配置し、施設を常に良好な状態で維持管理し、利用者の整理、監視、安全確保及び指導に努め利用に供するものとする。なお、職員等には、施設の管理に必要な研修を実施するものとする。

　また、指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告するものとする。

（１）施設の利用許可に関すること

①利用許可申請、備品使用一覧、利用中止届、損傷等届等の受付

②利用許可申請に係る利用の許可ならびに利用料金の通知

③施設の利用終了時の検査

（２）利用料金に関すること

①利用料金は、「利用料金制」により指定管理者の収入として収受できる。

②利用料金の額は、黒石市全天候型トレーニングセンター条例別表に規定する額とする。

③指定管理者は、利用料金を収納したときは、利用許可申請に係る利用料金があっては領収書を、個人利用料金にあっては個人利用券を領収書として交付する。

④収納した利用料金は、指定管理者の責任において適正に管理保管すること。

（３）施設の維持管理に関すること

①敷地内の整備

②トレーニングセンター出入口及び各室の解錠、施錠

③トレーニングセンター出入口前及び非常口前の除雪

④トレーニングセンターの巡回、安全確認

⑤トレーニングセンター及び敷地内の日常的な清掃

⑥電気、水道元栓等の安全確認

⑦施設管理に伴う事務機器、事務用品等の調達

⑧施設及び備品の修繕（軽微なもの）

⑨燃料の調達

⑩管理、運営に係る経費の支払

（４）物品の管理に関すること

①各室の備品管理及び利用者への用具等の貸し出し

②物品の利用終了時の検査

※委託料又は利用料金の収入で備品を購入する場合は、事前に市と協議すること。

（５）その他

①緊急時、防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、職員等を指導すること。

②個人情報保護体制を整備し、職員等に周知、徹底を図ること。

③収受文書の適切な処理と整理保存に関すること。

④業務日誌の作成に関すること。

⑤その他、庶務に関すること。

**８　自主事業の実施**

（１）指定管理者は、施設内で行う自主事業について施設の設置目的を果たすために、施設利用許可基準の範囲内で指定管理者の創意工夫で事業を行うことができる。

（２）指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、一般利用者における施設利用に影響がないよう配慮すること。

**９　利用者への配慮**

　施設の管理、運営にあたり、市民、利用者の意見を聴取し、可能なものは速やかに反映し利用者等の利便性向上に資するよう努めるものとする。

**10　管理の業務の収支予算書の作成**

　指定管理者は、指定後の管理の業務にあたり、市と協議の上、具体的な事業計画書及び詳細にわたる収支予算書を調製するものとする。また、予算の執行は収支予算書の予算総額の範囲内とする。

**11　業務を実施するにあたっての注意**

（１）トレーニングセンターが公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

（２）黒石市内にある他の公の施設との連携を図り、効率的な運営を行うこと。

**12　管理運営に係る経費**

　管理運営に関する経費については、市からの指定管理料と利用料金収入で賄うこととする。

**13　危機管理対応について**

（１）自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合のあらゆる緊急事態、非常事

態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報すること。

①新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置や市からの協力要請について積極的に取組むこと。

②火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行うこと。

③停電時における施設の復旧を遅滞なく行うこと。

④その他の利用者に対する対応に万全を期すること。

（２）予防対策

①危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

②消防署から指摘があった場合は、改善すること。

（３）天災地変等の発生時の対応

　市が策定した黒石市地域防災計画に基づき、市から指定管理者に対して避難場所設置等の協力要請を行うこととする。その場合には、指定管理者は市へ協力しなければならない。

**13　指定管理料について**

　指定管理料は指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うこととする。

**14　協議**

　指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、黒石市と協議し、決定するものとする。